

後期高齢者医療制度に係る医療費のお知らせ

75歳以上の方へ医療費のお知らせを令和7年1月下旬より順次発送いたします。

令和6年度医療費のお知らせ

発送時期	記載される診療月	発送方式
令和7年1月下旬	令和5年12月～令和6年11月	封書にて発送

※医療費控除の申告にご使用の際は、上記の「記載される診療月」の内、令和6年1月～11月の自己負担額の合計等をご確認ください。

～重要～

令和6年12月診療分は今回発送する医療費のお知らせには記載されず、1年後の令和8年1月末に発送する医療費のお知らせに記載されます。

そのため、医療費控除の申告手続きを行う場合は、令和6年12月診療分は領収書が必要となりますので、必ず保管してください。

お問合せ 住民課 国保年金係 ☎ 66-3405（直通）
山梨県後期高齢者医療広域連合 ☎ 055-236-5671

山梨県心身障害者自動車燃料費助成について

山梨県では、以下の方を対象に自動車燃料費の一部の助成を行います。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、対象車両にて購入した燃料が対象となります。

※減免の対象となる車が、山梨ナンバー以外は助成対象外です。

◇助成対象者 ※リース自動車も助成対象となっています。

県内に居住し、令和6年度分の自動車税又は軽自動車税（二輪車除く）の減免を受けている車両の所有者、又は令和6年度中途において減免の条件に該当し、令和7年度から軽自動車税の減免を受けることができる車両の所有者若しくは、リースで山梨ナンバーの自動車を利用している方で、身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方、療育手帳Aの方、戦傷病者手帳特別項症、第1項症又は第2項症のいずれかに該当する心身障害者又は、当該心身障害者と生計を同一にしている方が対象となります。

◇受付期間、受付場所

●受付期間：令和6年12月16日(月)～令和7年2月7日(金)

●受付場所：山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課

※南部町役場等での集団での受付は行いません。

直接、峡南保健福祉事務所に持参、または郵送をお願いいたします。

●提出の場合：受付時間は、9：00～17：00（12：00～13：00は除く）※来庁時間の事前予約を必ずお願いいたします。

●郵送の場合：令和7年2月7日(金)の消印有効です。

※請求に必要な書類は、峡南保健福祉事務所、南部町役場福祉保健課の窓口にあります。また、峡南保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることも可能です。

※請求には、領収書（請求者の氏名・販売店の印があるもの）又は支払証明書が必要です。

◇請求書送付先、事前予約先：〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1階
山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課 福祉担当
☎0556-22-8145 FAX：0556-22-8147
Mail：kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp